

# 生徒心得

## 1 校内生活

- (1) お互いにつとめて明るくあいさつを交わすこと。
- (2) 丁寧な言葉遣いと実直な態度で人に接すること。
- (3) 学校施設・設備など、供用物品等は丁寧に取り扱い利用すること。
- (4) 私物は責任を持って自己管理すること。
- (5) 学校に登校後、無断で外出しないこと。特別な理由で校外に出る場合は、必ず担任に届けて許可を得ること。(外出許可証 →5.諸届について)
- (6) 心配ごとや悩み(いじめ)などが発生した場合は、担任・関係職員(教育相談係, 部活動顧問, 養護教諭)などに相談すること。必要に応じて、相談機関等を利用する。

### いじめや青春の悩み相談

千葉県子どもと親のサポートセンター 〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-2	
相談対象	幼児・小学生・中学生・高校生・学生及びその保護者
電話相談	24時間フリーダイヤル 0120-415-446
	24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
Eメール	saposoudan@chiba-c.ed.jp 24時間受付
来所相談	保護者からの申し込み, 0120-415-446 平日(祝日, 年末年始は除く)午前9時~午後5時

SNS相談ちば(LINE)



ワンストップ・オンライン相談



## 2 校外生活

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りを持って行動し、マナーを守ること。
- (2) 夜間の不要な外出は避けること。(県条例では午後11時以降の外出は禁止となっている)。
- (3) 事故・事件などが発生した場合は、速やかに関係機関や学校に連絡すること。
- (4) アルバイトを希望する場合は、保護者の許可の下、担任とよく相談の上届出をすること。(アルバイト規程参照)

## 3 欠席・遅刻・早退などの連絡

- (1) 欠席・遅刻をする場合は、以下の方法で保護者を通して学校へ連絡すること。
  - ① Forms連絡 : 当日8時00分までに入力すること。
  - ② 電話連絡 : 8時～8時15分までに連絡すること。
- (2) 遅刻した場合は、所属する学科の職員室で「入室許可証」の発行を受けた後、教室に入ること。
- (3) やむを得ず早退する場合は、担任の許可を得ること。その際「早退許可証」の発行を受けること。

## 4 登校・下校

- (1) 登下校の際は公共交通機関の乗車マナーを守り、かつ、自己の安全に万全の注意を払うこと。
- (2) 始業の10分前(8時25分)までに登校すること。
- (3) 自転車で通学しようとする生徒は、学校に届け出て許可を得ること。  
※自転車通学に関する規定参照

## 5 諸届について

- (1) 一般諸届
  - ① 外出許可証(一時的に外出する場合)
  - ② 学割交付願(遠方に旅行し学割を必要とする場合)
  - ③ 異装許可願(学校指定以外の服装をする場合)
  - ④ アルバイト許可願
  - ⑤ 被害届(事故や盗難等にあった場合)
  - ⑥ 自宅外通学願(自宅以外の場所から通学する場合)
  - ⑦ 校外行事許可願(校外活動に参加する場合)

(2) 交通関係諸届

- ① 自転車通学願(学校から2km以上離れている場合で、自転車通学を希望する場合)
- ② 交通事故報告書(交通事故にあった場合)
- ③ 運転免許取得予定同意書・取得届(運転免許に関する規定参照)
- ④ 自動車教習所入所届(3年次の11月1日以降に教習所に入所する場合)

(3) 部活動関係諸届

- ① 入部願(部活動に入部する場合)
- ② 合宿参加承諾書(保護者が合宿に参加させる場合)

## 6 服装規程について

本校の生徒は本校制定の制服を正しく着用すること。(加工等はしないこと)

### ■ I 型制服

- 上 着
  - ・上着を着用しない時は、ワイシャツを着用すること。
- スラックス
- ワイシャツ
  - ・本校指定の白のワイシャツで、左胸に校章刺繍。

### ■ II 型制服

- 上 着
- スカート
- ベスト
  - ・指定のもの
- リボン
  - ・指定のもの
- ワイシャツ
  - ・本校指定の白のワイシャツで左胸に校章刺繍。

### ■ III 型制服

- 上 着
- スラックス
- ベスト

- ・指定のもの
- ネクタイ
- ・指定のもの
- ワイシャツ
- ・本校指定の白のワイシャツで左胸に校章刺繍。

#### ◆服装等に関する共通項目(補足)

##### 1 靴

- (1)普通の黒の革製短靴とする。普通の運動靴でもよい。
- (2)上履き……………本校指定のものとする。
- (3)体育用の外履き……………普通の運動靴とする。
- (4)体育用の内履き……………本校指定のものとする。

##### 2 防寒具について

- (1)コート、マフラー、手袋は、華美でないものとする。(ジャンパー類不可)
- (2)制服の下に、カーディガン・セーター等を着て、体温調節を適宜することは良いが、上衣として着用することは禁止する。(パーカー等のフード付は不可とする)

##### 3 夏季の略装について

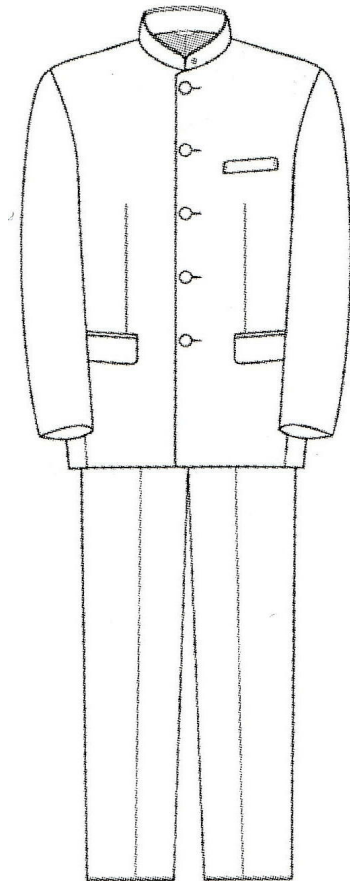
- (1)夏服・冬服の着用期間を指定せず、生徒個人の判断で気温に応じたいずれかの制服を着用することとする。なお、学校の式典や行事においては制服(上着)着用を指定することがある。
- (2)ポロシャツ(学校指定)の着用期間は、5月から10月末日までとする。

##### 4 その他

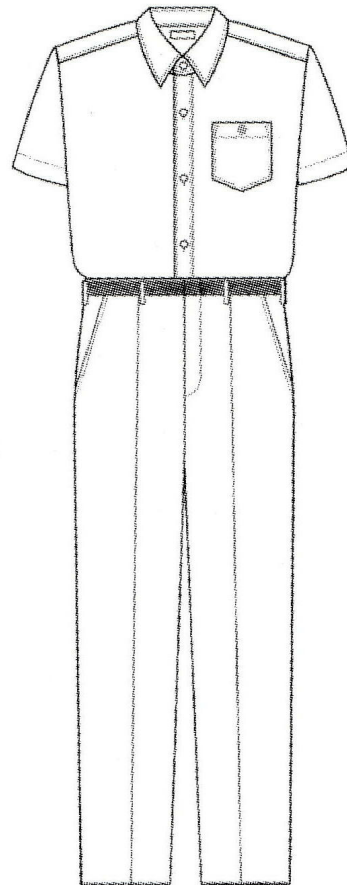
- (1)実習服・体操服は本校指定のものとする。
- (2)頭髪は特異なものを避け、常に清潔を保つこと。パーマ、染色などはしない。  
※実習等では、安全対策上、視界の確保のため前髪は目にかからないようにする。
- (3)学校管理下での装飾品の着用及び、化粧はしない。※修学上不要なもののはつけない。
- (4)事情により規定以外の装いをする場合は、許可を得て異装許可願を携行する。

## I 型 制服

冬 季



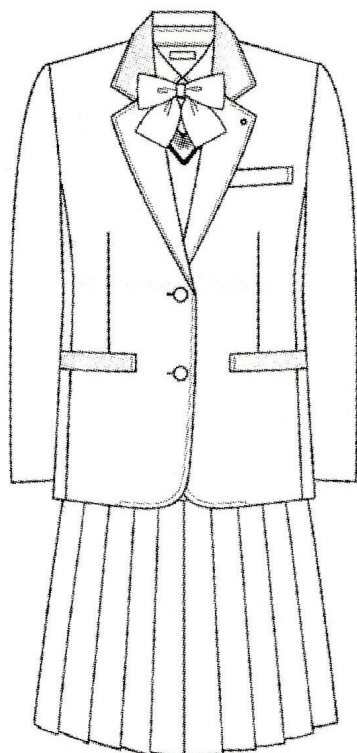
夏 季



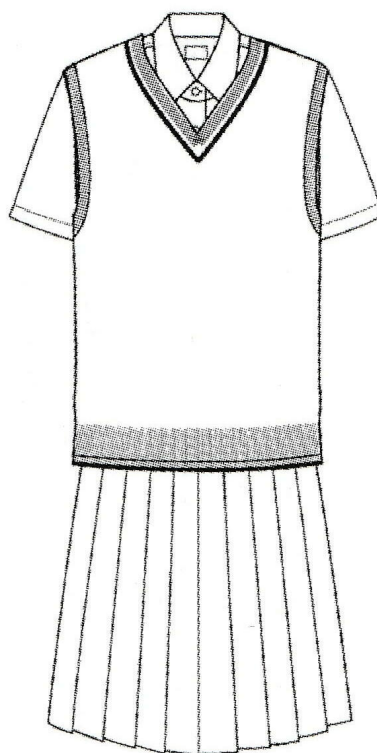
- 詰襟 校章(エンジ色)スラックス 1タックスラックス
- 長袖シャツ 校章(エンジ色)夏スラックス 1タック夏スラックス
- 半袖シャツ 校章(エンジ色)
- スラックスの裾はシングルとする

## Ⅱ型制服

冬 季



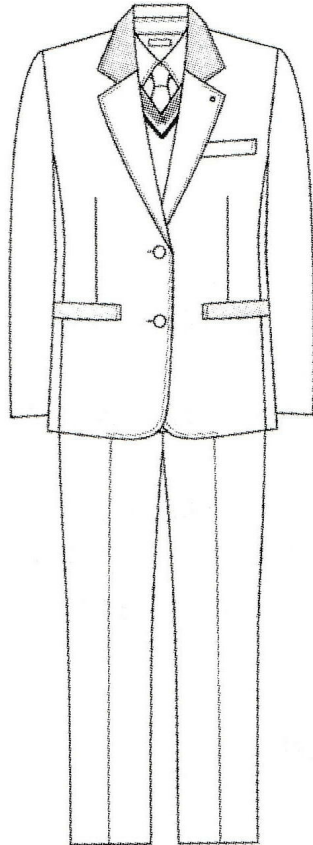
夏 季



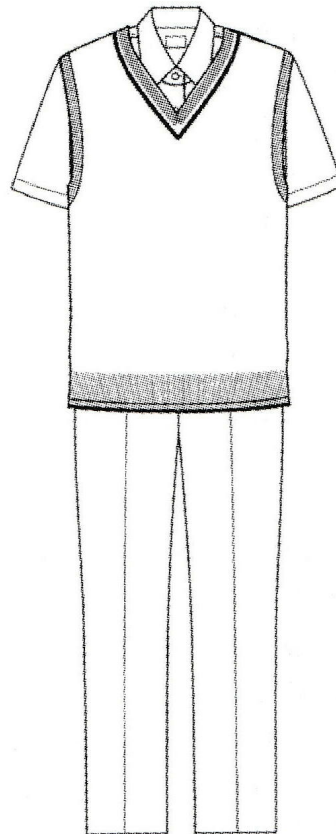
- ・上衣 校章(エンジ色)
- ・スカート
- ・長袖シャツ 校章(エンジ色)
- ・リボン
- ・ニットベスト
- ・夏スカート
- ・半袖シャツ 校章(エンジ色)

### Ⅲ 型 制 服

冬 季

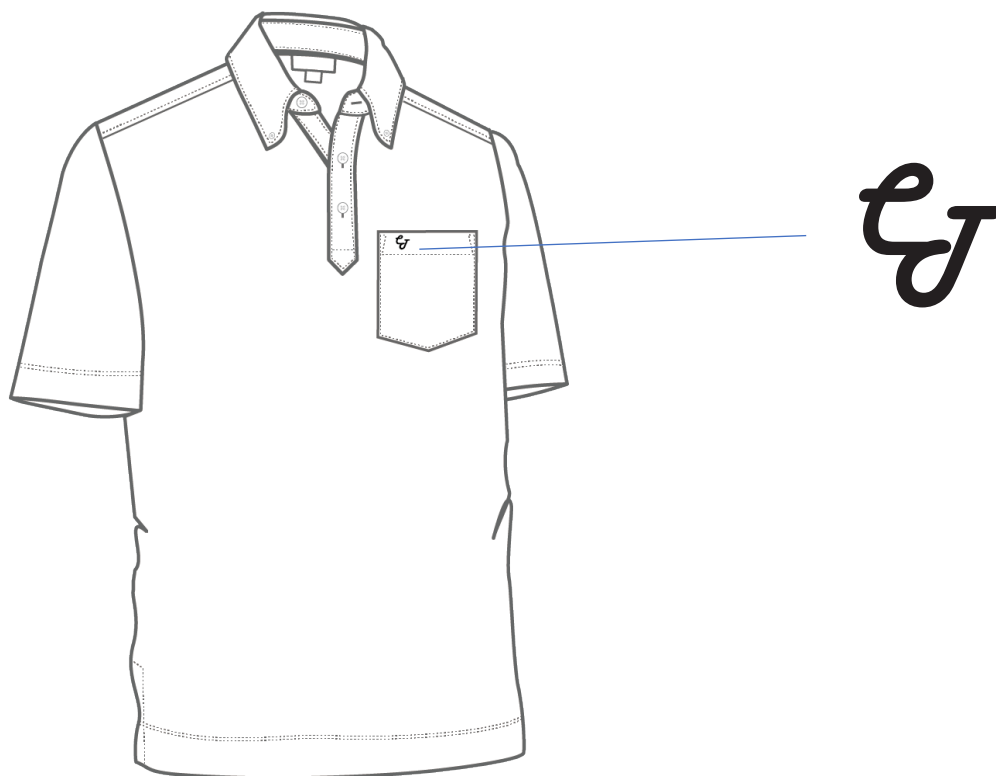


夏 季



- ・上衣 校章(エンジ色)
- ・スラックス
- ・長袖シャツ 校章(エンジ色)
- ・ネクタイ
- ・ニットベスト
- ・夏スラックス
- ・半袖シャツ 校章(エンジ色)

## ポロシャツ(学校指定)



- ・紺色
- ・ボタンダウン
- ・校章(ポケット上部にエンジ色の刺繍)
- ・着用期間 5月～10月末日

## 7 運転免許に関する規程

### (1) 本規程の目的

本規程は、原動機付自転車・自動二輪及び普通自動車の運転免許取得ならびに利用に関し、保護者の責任とし、生徒の交通社会への適応ならびに交通安全の意識向上を目的とする。

### (2) 原動機付自転車・自動二輪等の利用について(R7.04～)

- ①1学年の免許取得に関しては禁止とする。(2学年の5月1日から届出とする)
- ②通学的手段として利用をすることは禁止する。

### (3) 原動機付自転車・自動二輪の免許取得並びに利用について

- ①本校の校則を遵守し、基本的な生活習慣が身についていること。
- ②原動機付自転車・自動二輪の免許取得予定者は「運転免許取予定同意書」を学校に提出すること。
- ③通学利用については、保護者の要請により、修学上その必要性が認められる場合に限り、最寄りの公共交通機関までの移動を条件に許可する場合がある。

### (4) 免許取得後の安全教育を受ける義務について

- ①免許取得(取得予定)後は、年1回県教育委員会が開催する学区ごとの「安全教室」に保護者の責任の下必ず参加すること。
- ②指定された安全教室に参加しない者については、学校への届出を無効とする。

### (5) 普通自動車の免許取得について

- ①保護者の要請により、3学年に限りその進路が内定し、かつ修学上支障がないと認められた者について、普通免許取得のための自動車教習所入所を認める。
- ②保護者より所定の「教習所入所届」を学校に提出する。ただし、入所は11月1日以降とし、教習のために学校を欠席あるいは授業を欠課することはできない。
- ③普通自動車免許の取得(免許センターでの受験を含む)は卒業式後とする。

## 8 自転車通学に関する規程

- (1) 自宅から学校までの距離が2kmを越える場合に、自転車通学を認める。
- (2) 自転車通学を希望する場合は「自転車通学許可願」を学校に提出する。
- (3) 自転車通学者は、自転車登録をして本校指定のステッカーを貼ること。
- (4) 本校の駐輪場の指定場所に整頓し駐輪すること。
- (5) 駐輪する際は、2箇所以上に鍵をかけること。
- (6) 交通ルール・マナーについて
  - ① 法令を遵守すること。
  - ② 学校の坂道は、事故防止のため乗車しないこと。
- (7) 自転車は防犯登録をすること。
- (8) 自転車は常に整備し安全点検すること。(学校でも安全委員が定期的に安全点検を実施する)
- (9) 自転車保険・総合保険などに加入すること。(各自が加入手続きする)
- (10) ヘルメット着用について
  - ① 自転車を利用して通学する際は、必ずヘルメットを着用すること。
  - ② ヘルメットの管理(記名・保管等)を徹底すること。

※ヘルメット着用は、令和8年度(2026年4月)～通学許可条件とする。

## 9 アルバイト規程

- (1) アルバイトは、保護者の許可の下、学業を優先し学校生活に支障が生じないように、担任とよく相談の上、所定の「アルバイト許可願」を学校に提出する。
- (2) アルバイトの内容は、高校生としてふさわしいものとする。また、児童福祉法・労働基準法・風営適正化法などに違反してはならない。特に次の事項に触れる場合は許可しない。
  - ① 主として酒類を含む飲食物を提供する所や接客業的な所。
  - ② 遊興的娯楽場(パチンコ店等)

---

改訂 R7(2025) 04.01	・全体的見直し ・バイク免許取得等に関する内容 ・アルバイト規定に関する内容
R8(2026) 04.01	・夏季略装(学校指定ポロシャツ設定) ・自転車通学許可条件にヘルメット着用を追加